

カーボン・オフセット第三者認証プログラム

料金規程

平成 29 年 6 月 1 日施行

カーボン・オフセット第三者認証プログラム運営委員会

(目的)

1. 本規程は、カーボン・オフセット協会が運営管理を行なう「カーボン・オフセット第三者認証プログラム」に係る料金を定める。

(料金設定)

2. 料金設定は以下のとおりとする。

| 項目 | 基本単価 (消費税別) | 備考 |
|-------------------------|------------------------------------|----------------------------|
| 登録申請料 | 初年度 50,000 円/年 継続時 10,000 円/年 | ※1 旧制度からの継続事業者も継続扱いと致します。 |
| ラベル使用料 (協会のプロバイダー経由) | 大企業 100,000 円/年 中小企業 30,000 円/年 | ※2 旧制度からの継続案件は、料金を半額と致します。 |
| ラベル使用料 (一般) | 大企業 150,000 円/年 中小企業 50,000 円/年 | ※2 旧制度からの継続案件は、料金を半額と致します。 |
| 認証費用 | 審査機関にお問い合わせください。 | |
| コンサルティング費用 | プロバイダーにお問い合わせください。 | |

※1 旧制度（環境省 カーボン・オフセット制度）に参加した事業者が、申請の単位を変更せずに、新制度（カーボン・オフセット協会 カーボン・オフセット第三者認証プログラム）に引続き参加する場合、継続時単価を適用します。

※2 旧制度（環境省 カーボン・オフセット制度）に参加した事業者が、申請の単位を変更せずに、新制度（カーボン・オフセット協会 カーボン・オフセット第三者認証プログラム）に引続き参加する場合、ラベル使用料は半額とします。

以上